4　施行期日等

(一)　その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項及び第三項関係）

(二)　この政令は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第六一号）の施行の日（平成三〇年四月一日）から施行することとした。

◇**医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令の一部を改正する政令**（政令第二四号）（厚生労働省）

1　独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に納める医療機器及び体外診断用医薬品の製造販売の承認の申請等に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三三条第一項、第二項、第四項、第一四項及び第一五項関係）

2　機構に納める再生医療等製品の製造販売の承認の申請等に係る手数料の見直しを行うこととした。（第三五条第一項、第二項、第四項、第九項及び第一〇項関係）

3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二五号）（厚生労働省）

1　後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を五七万円から六二万円に引き上げることとした。（第一八条第一項及び第二項関係）

2　所得の少ない被保険者に対して課する後期高齢者医療の保険料の算定に係る基準について、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の五を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二七万円から二七万五、〇〇〇円に引き上げ、当該保険料に係る被保険者均等割額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を四九万円から五〇万円に引き上げることとした。（第一八条第四項関係）

3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令**（政令第二六号）（厚生労働省）

1　平成三〇年度及び平成三一年度における後期高齢者負担率を一〇〇分の一一・一八とすることとした。（第一一条の二関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇**国民健康保険法施行令の一部を改正する政令**（政令第二七号）（厚生労働省）

1　国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を五四万円から五八万円に引き上げることとした。（第二九条の七第二項及び附則第四条第二項関係）

2　低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の一〇分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二七万円から二七万五、〇〇〇円に引き上げ、これらの額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を四九万円から五〇万円に引き上げることとした。（第二九条の七第五項関係）

3　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設定している判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととした。（第二九条の三第一〇項及び第二九条の四の三第六項関係）

4　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

政　令

国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年一月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第十六号

国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律第百十七号）第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表を次のように改める。

有料宿舎の所在地の区分		延べ面積
その他の地域	四級地	五十五平方メートル未満
	三級地	五十五平方メートル以上七十平方メートル未満
	二級地	七十平方メートル以上八十平方メートル未満
	一級地	八十平方メートル以上百平方メートル未満
		百平方メートル以上
四級地		九百三十二円
三級地		千六円
二級地		千二百十三円
一級地		千八百二十七円
その他の地域	四級地	八百八十二円
	三級地	七百三十五円
	二級地	五百八十八円
	一級地	四百九十円
その他の地域	四級地	千七十八円
	三級地	二百六十二円
	二級地	三百九十二円
	一級地	四百九十円
その他の地域	四級地	千百三十二円
	三級地	千二百十五円
	二級地	千三百四十二円
	一級地	二千五十円
その他の地域	四級地	千百三十二円
	三級地	千二百十五円
	二級地	千三百四十二円
	一級地	二千五十円

第十四条第一項の表を次のように改める。

自動車の保管場所		
自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限つて設置するもの	一級地	千二百三十四円
	二級地	五百二十六円
	三級地	三百九十九円
	四級地	三百十六円
地下に設置するもの又は居住の用に供する建物の一部に設置するもの（以下この表において「地下駐車場等」という。）		二百六十二円